【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２２年８月２４日
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷口 正樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎
【事務連絡者氏名】	田中 美紀子
【電話番号】	０３－５４３５－８２００
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド
ただし、愛称として「ビッグウェイブ２１」という名称を用いることがあります。
（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託受益権です。（元本は1口＝1円）
②格付は取得していません。
＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額とします。
＊「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：ビウエブ）他、委託会社、販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕http://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-5435-8200
（受付時間：営業日の９：00～17：00）

(5)【申込手数料】

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の基準価額に乗じて得た金額とします。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、分配金の再投資により取得する口数については手数料はかかりません。また「償還乗換え」により受益権を取得する場合、償還金額（単位型証券投資信託については、償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）の範囲内で取得する口数については、手数料がかからない場合があります。詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。＊「償還乗換え」とは、

購入申込受付日の属する月の翌月の初日から起算して前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金額を申込金額として、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6)【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。また、収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。

詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成22年8月25日から平成23年8月25日までです。

＊申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社にてお申込を取扱います。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕 http://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-5435-8200
（受付時間：営業日の 9：00～17：00）

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は販売会社が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社でお取扱します。

販売会社については、上記(8)申込取扱場所をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は以下の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

①申込証拠金はありません。

②日本以外の地域における発行は行いません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に、積極的な運用を行うことを基本とします。

②信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。なお、委託者は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型		その他資産 （　）
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類定義＞

１．単位型・追加型による商品分類	：	追加型 ※一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
２．投資対象地域による商品分類	：	国内 ※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
３．投資対象資産（収益の源泉）による商品分類	：	株式 ※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年１回	グローバル
一般	年２回	日本
大型株	年４回	北米
中小型株	年６回	欧州
債券	(隔月)	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	(毎月)	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
クレジット	( )	(中東)
属性		エマージング
( )		
不動産投信		
その他資産		
( )		
資産複合		
( )		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜属性区分定義＞

・投資対象資産による属性区分　：　株式 一般

・決算頻度による属性区分　：　年１回
※目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分　：　日本
※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記記載は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

④ファンドの特色

1)　主としてわが国の金融商品取引所上場株式から中長期的に高い成長が予想される産業、企業にフォーカスし、個別企業に対する訪問調査をベースに一社一社選別し、積極的な運用を行います。

2)　ベンチマークをTOPIXと規定しますが、TOPIXの業種別ウエートにしばられることなく、あくまで個別銘柄の積上げをベースにポートフォリオを構築します。

3)　株式の組入比率は、原則90%以上を目安としますが、株式市場が中長期的かつ大幅に下落すると判断される場合は、組入比率を低めることにより可能な限り機動的、弾力的に対処します。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社について

◆一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。
スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社はＪＡＳＤＡＱ市場（銘柄コード８７３９）に２００１年１２月に運用会社として初めて上場いたしました。

■運用の特徴■

徹底したボトムアップ・リサーチにより、個別銘柄を選択します。

インベストメント・アプローチ

STEP1　３つの着眼点（企業収益の質、市場成長性、経営戦略）から企業の実態価値を計測する。

STEP2　実態価値と市場価値（株価）の差、バリュー・ギャップを計測する。
株価と企業の実態価値を比較した場合、何らかの理由によって一致していない場合が多く、このバリュー・ギャップを投資機会と捉えます。バリュー・ギャップが大きいほど、投資の候補となりますが、それだけでは十分ではありません。

STEP3　バリュー・ギャップを埋めるカタリストを勘案し投資を決定する。

カタリスト（きっかけ・要因）：　株価が実態価値へ収れんするプロセス（バリュー・ギャップの解消）を促すきっかけ・要因をカタリストといいます。企業調査をする際に、もう一つの重要な要素となります。

カタリストの例：　規制緩和や会計制度の変化といった外的要因もありますが、コーポレート・ガバナンスの変化等の内的要因が非常に大きなものです。

■運用プロセス■

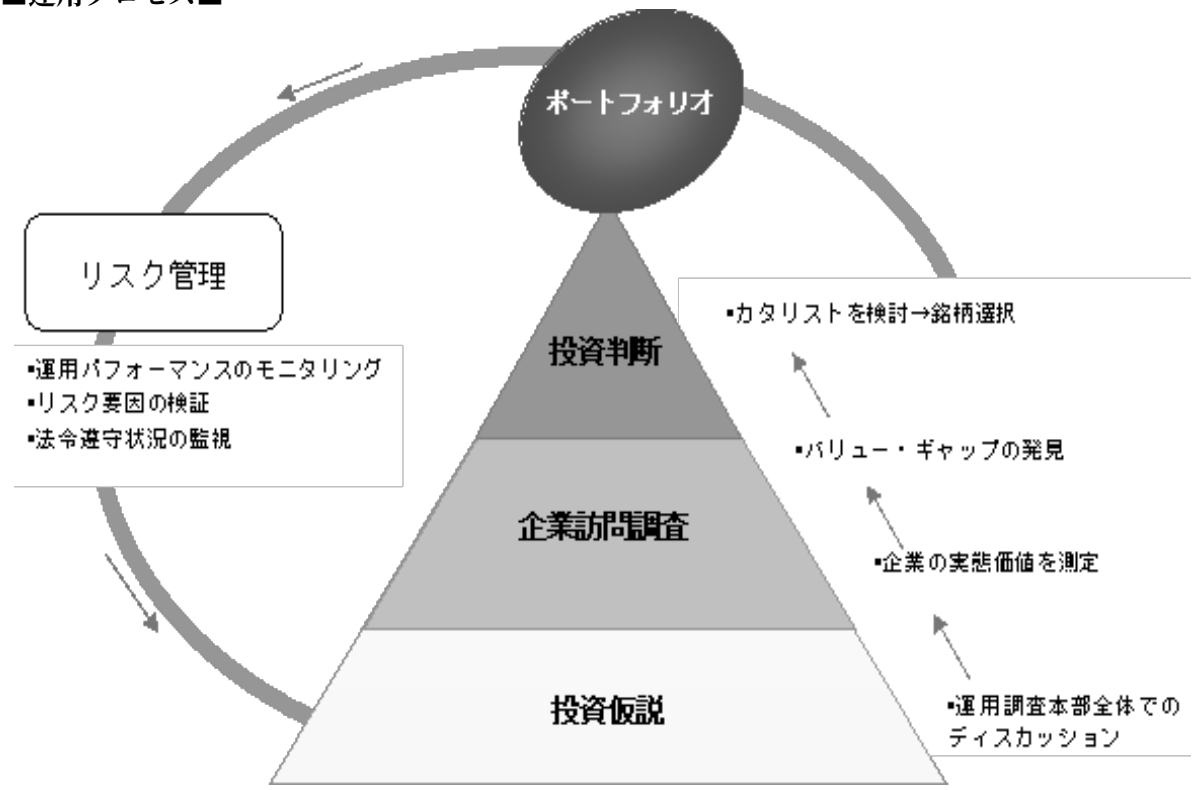

市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成12年5月26日　信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始。
平成18年10月1日　ファンドの委託者としての業務をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社からスパークス・アセット・マネジメント株式会社へ承継。
信託期間を平成32年5月25日まで延長。

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人は次の通りです。

１）スパークス・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。

２）住友信託銀行株式会社（受託会社）

（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（再信託受託会社））

ファンドの受託者として、委託会社の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託を行います。

３）販売会社

販売会社は、委託会社との間の「募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づき、ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、一部解約金・分配金・償還金の支払の取扱い等を行います。

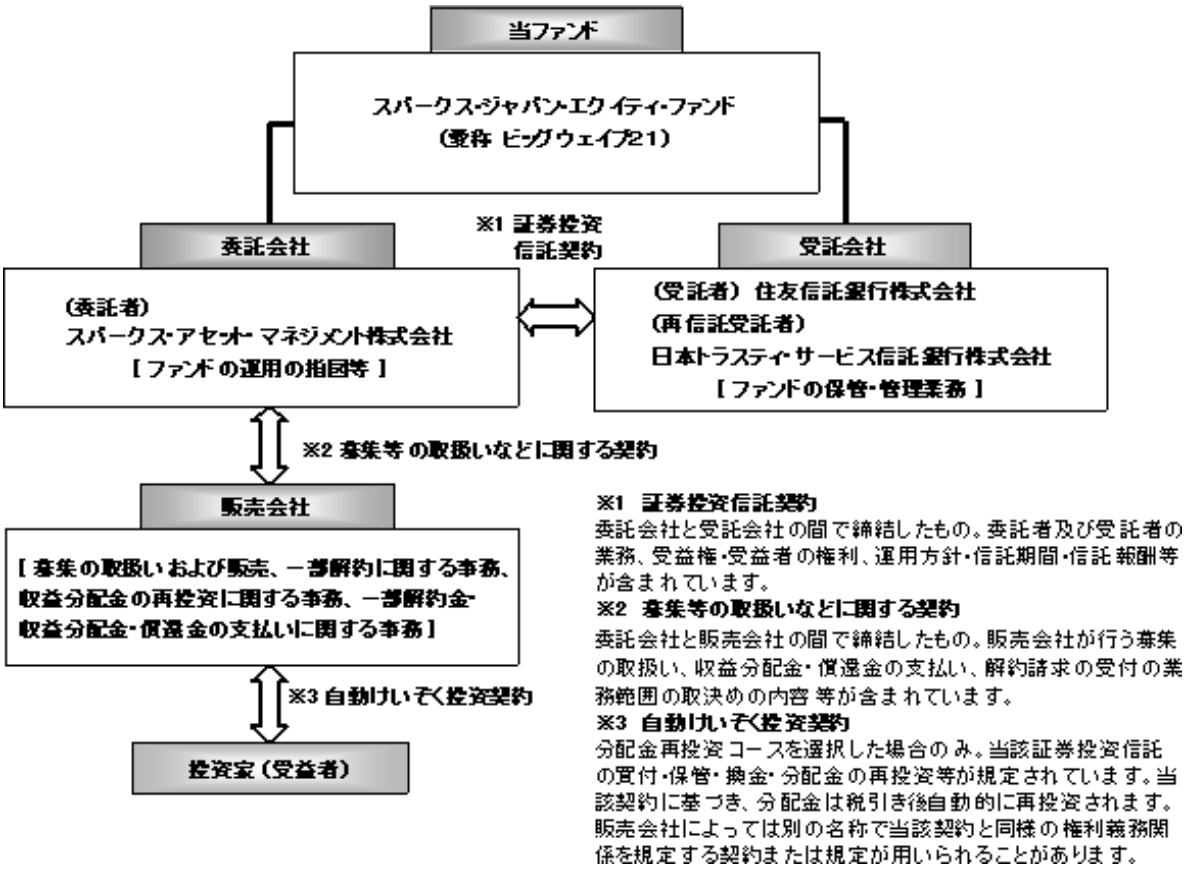

②委託会社の概況

ａ．資本金　25億円（平成22年6月末日現在）

ｂ．会社の沿革

平成１８年　　４月　持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

平成１８年　１０月　商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。
投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

平成２２年　　７月　スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

ｃ．大株主の状況（平成22年6月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率

スパークス・グループ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①主としてわが国の金融商品取引所上場株式から中長期的に高い成長が予想される産業、企業にフォーカスし、個別企業に対する訪問調査をベースに一社一社選別し、積極的な運用を行います。

②ベンチマーク（＊）をTOPIXと規定しますが、TOPIXの業種別ウエートにしばられることなく、あくまで個別銘柄の積上げをベースにポートフォリオを構築します。また、同一銘柄の組入れの上限を取得時において信託財産の純資産総額の10％までとし、同時に組入れ上位30銘柄の信託財産の純資産総額に占める比率を取得時において70％程度とし、より集中度の高いポートフォリオの構築を目指します。

＊「ベンチマーク」とは、ファンドの運用成績の比較対象となる指数または指標をいいます。

③株式の組入比率は、原則90％以上を目安としますが、株式市場が中長期的かつ大幅に下落すると判断される場合は、組入比率を低めることにより可能な限り機動的、弾力的に対処します。

④国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。詳しい投資対象は以下の通りです。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）（約款第18条）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

・先物取引等

・スワップ取引

・金利先渡取引および為替先渡取引

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 投資対象とする有価証券（約款第18条の2第1項）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1）株券

2）国債証券

3）地方債証券

4）特別の法律により法人の発行する債券

5）社債券（新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券（以下「分離型新株予約権付社債券」といいます。）の新株予約権証券を除きます。）

6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株予約権証券（分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。）
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品（約款第18条の２第２項、第３項）

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、１）から６）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象

１）先物取引等の運用指図（約款第23条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱

うものとします。（以下同じ。）

(b) 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

２）スワップ取引の指図（約款第24条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

３）金利先渡取引および為替先渡取引の指図（約款第25条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(3)【運用体制】

①当ファンドでは、平成22年6月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

②意思決定プロセス

a.運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

b.ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、社長、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月２回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

③議決権の行使指図に関する基本的考え方

議決権の行使指図にあたっては、受益者又は顧客の利益に供することを目的とし、運用資産に組入れられる株式価値の増大、又はその価値の毀損防止の観点から判断します。また、具体的な議決権行使については社内規程及び議決権行使ガイドラインに基づいてこれを行います。

④委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社）に対して、ＳＡＳ70（受託業務に関わる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受け取っており、また必要に応じて運営体制について実査することとしております。

■スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成22年6月末日現在）

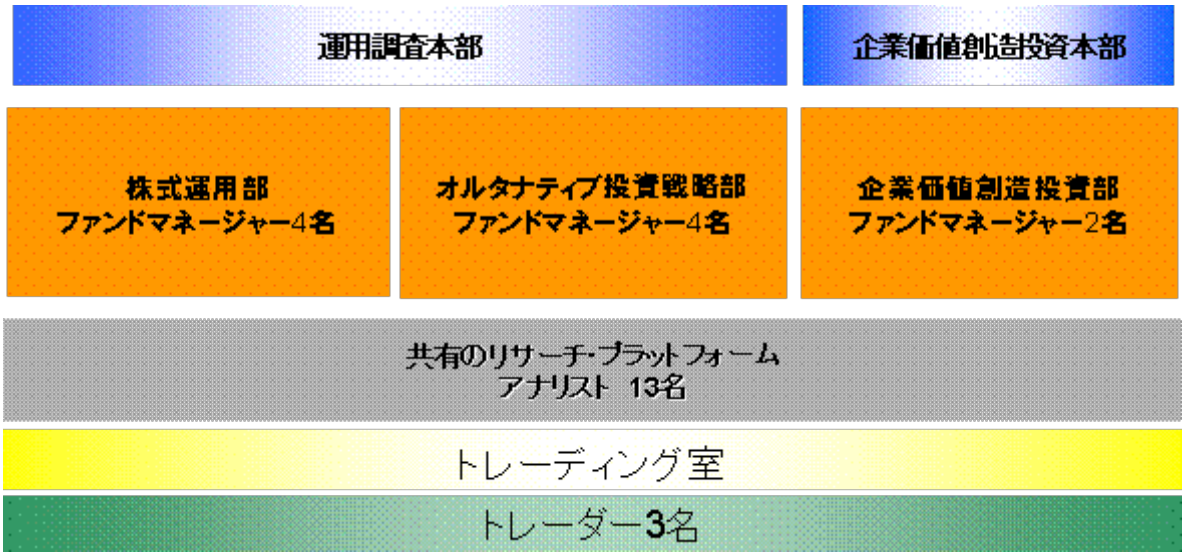

(4)【分配方針】

年１回の決算時（原則として5月25日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てずに信託財産内に留保した利益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

(5)【投資制限】

① 信託約款で定める投資制限

１）株式への投資割合は、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 3.運用制限（1））

２）新株予約権証券への投資制限（約款第18条の２第4項）

委託者は、取得時において信託財産に属する新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

３）外貨建資産への投資制限（約款第29条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

４）投資信託証券への投資制限（約款第18条の２第5項）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません

５）同一銘柄の株式への投資制限（約款第21条第1項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

６）同一銘柄の新株予約権証券への投資制限（約款第21条第2項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

７）投資する株式等の範囲（約款第20条）

（a）委託者が投資することを指図する株式、新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、

新株予約権証券については、その限りではありません。

(b) 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

８）信用取引の指図（約款第22条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

９）有価証券の貸付の指図（約款第26条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

１０）有価証券の空売りの指図範囲（約款第27条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または11）の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

１１）有価証券の借入れ（約款第28条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

１２）外国為替予約取引の指図および範囲（約款第29条の3）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

１３）資金の借入れ（約款第37条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令に定められた投資制限

ａ．デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

３【投資リスク】

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。
また、ファンドは預金ではなく、預金保険の対象外です。登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。
なお、基準価額の主な変動要因は以下のとおりです。

(1)株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2)中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、ジャスダック証券取引所上場株式またはこれに準ずるものにも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(3)信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。

(4)派生商品取引のリスク

当ファンドは先物取引やオプション取引などの派生商品に投資することがあります。派生商品の運用は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的で行うこともありますが、派生商品と価格変動リスクを回避されるべき原資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。また、これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

(5)一部解約による資金流出に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。

(6)運用制限に伴うリスク

当ファンドの運用は、規制上または社内方針等により売買を制限されることがあります。委託会社またはその関連会社（以下「委託会社グループ」）が投資を行っている（検討している場合を含む）銘柄も含め、特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限される場合があります。また委託会社グループが行う投資または他の運用業務に関連して、当ファンドにおいて投資にかかる売買を制限されることがあります。したがって、これらにより当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

＜その他の留意事項＞

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に解約等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

●法令・税法・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税法・会計方針などは、今後変更される場合があります。

●お申込・解約等に関する留意点

・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込

および解約請求の受付を中止することがあります。

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や、一定の金額を超える解約の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

＜その他の留意点＞

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○リスクの管理体制

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。

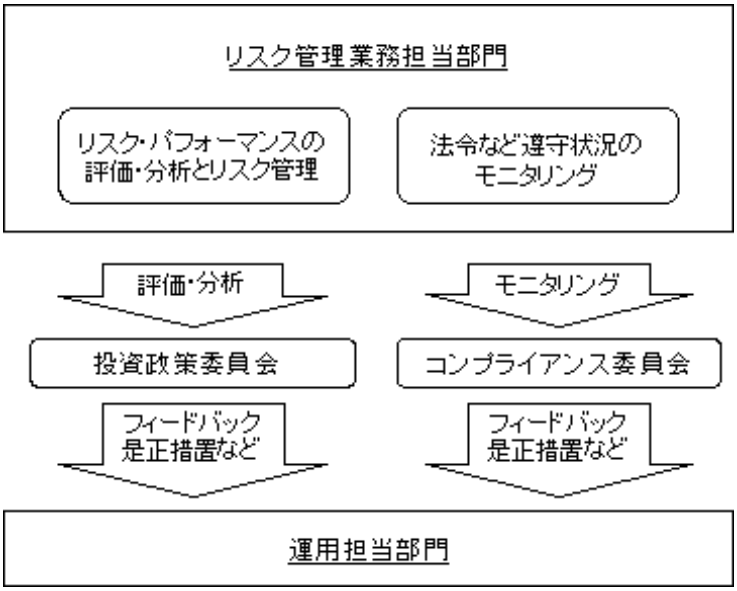

※上記リスク管理体制は平成22年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の基準価額に乗じて得た金額とします。

販売会社によっては、「償還乗換え」により受益権を取得する場合、償還金額（単位型証券投資信託については、償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）の範囲内で取得する口数については、手数料がかからない場合があります。「償還乗換え」とは、購入申込受付日の属する月の翌月の初日から起算して前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金額を申込金額として、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

解約時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額は、次に掲げる①信託報酬と②実績報酬との合計額とします。

①信託報酬

ａ．信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.785%(税抜1.70%)の率を乗じて得た金額とします。

ｂ．信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の６ヵ月終了時および毎計算期末に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

ｃ．信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年0.9450% （税抜0.90%）	年0.7350% （税抜0.70%）	年0.105% （税抜0.10%）
100億円以上 300億円未満の部分	年0.8400% （税抜0.80%）	年0.8400% （税抜0.80%）	年0.105% （税抜0.10%）
300億円以上 500億円未満の部分	年0.7875% （税抜0.75%）	年0.8925% （税抜0.85%）	年0.105% （税抜0.10%）
500億円以上 1,000億円未満の部分	年0.7560% （税抜0.72%）	年0.9450% （税抜0.90%）	年0.084% （税抜0.08%）
1,000億円以上の部分	年0.7245% （税抜0.69%）	年0.9975% （税抜0.95%）	年0.063% （税抜0.06%）

②実績報酬

ａ．実績報酬の額は次に掲げる通りとします。

イ．　ファンドの各計算期間における日々の基準価額が、一定の「ハードル価格」（ハ参照）を上回った場合、当該基準価額と当該ハードル価格の差額の12.6%（税抜12%）が実績報酬として計算され、翌営業日に信託財産の費用として計上されます。なお、第11計算期間（平成22年5月26日から平成23年5月25日まで）のハードル価格は16,772円（1万口当たりの数字です。）です。

ロ．この場合の計算期間は１年間を１期として取扱います。

ハ．「ハードル価格」は以下のとおりとします。

1. 期初に決定したハードルは計算期間を通じて一定の価格を保ちます。
2. ハードル価格の計算
   ハードル価格＝（１＋ハードルレート）×期初の基準価額
   ただし、ハードルレートは年率5.00%とします。
   したがって、ハードル価格＝1.05×期初の基準価額となります。
3. ２期目以降のハードル価格
   前期末の基準価額（収益分配前）が前期のハードル価格を上回った場合
   ハードル価格＝1.05×前期末の基準価額
   ただし、収益分配があれば、分配落ちの後の基準価額
   前期末の基準価額（収益分配前）が前期のハードル価格を下回った場合
   前期のハードル価格（ただし、収益分配があれば、収益分配金落ち分を控除した価額）を当期のハードル価格とします。

ｂ．実績報酬の支払は、毎計算期末に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。また、実績報酬に係る消費税等相当額を実績報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

ｃ．実績報酬は全額委託会社が受取るものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ａ．信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ｂ．信託財産に係る監査費用は毎日、信託財産の純資産総額に年0.01%（税込）以内の率を乗じて得た金額とします。その他の諸経費は上限を定めており、毎日、信託財産の純資産総額に年0.01%（税込）の率を乗じて得た金額を超えないものとします。

ｃ．ｂに定める金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

ｄ．ファンドにおける組入有価証券売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税７%および地方税３%）、平成24年１月１日以降は20%（所得税15%および地方税５%）となります。

確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年から平成23年においては10%（所得税７%および地方税３%）となります。

（平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税５%）となります。）

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

２）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

② 個別元本について

１） 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２） 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３） 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４） 受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、ａ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、ｂ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成22年6月末日現在の税法によるものです。
税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜ご参考＞

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金

分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%

※上記は、平成22年6月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2010年6月30日現在の状況です。
投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	2,330,094,450	97.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		56,047,001	2.35
合計(純資産総額)		2,386,141,451	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価（円） 下段：評価単価（円）	上段：簿価金額（円） 下段：評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	楽天	サービス業	1,681	62,100.00 64,100.00	104,390,100 107,752,100	4.52
2	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	10,300	8,980.00 10,030.00	92,494,000 103,309,000	4.33
3	日本	株式	三井物産	卸売業	92,400	1,207.00 1,054.00	111,526,800 97,389,600	4.08
4	日本	株式	花王	化学	37,400	1,998.34 2,093.00	74,738,066 78,278,200	3.28
5	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	24,700	3,305.00 3,080.00	81,633,500 76,076,000	3.19
6	日本	株式	住友信託銀行	銀行業	166,000	486.00 457.00	80,676,000 75,862,000	3.18
7	日本	株式	日本電産	電気機器	9,800	7,800.00 7,500.00	76,440,000 73,500,000	3.08
8	日本	株式	宇部興産	化学	290,000	212.00 212.00	61,480,000 61,480,000	2.58
9	日本	株式	クボタ	機械	88,000	700.00 688.00	61,600,000 60,544,000	2.54
10	日本	株式	ニトリ	小売業	7,500	7,150.00 7,650.00	53,625,000 57,375,000	2.40
11	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	134	417,500.00 424,500.00	55,945,000 56,883,000	2.38
12	日本	株式	キヤノン	電気機器	17,000	3,610.00 3,330.00	61,370,000 56,610,000	2.37
13	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	22,000	2,645.00 2,538.00	58,190,000 55,836,000	2.34
14	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	177,000	306.00 296.00	54,162,000 52,392,000	2.20
15	日本	株式	パナソニック	電気機器	45,500	1,136.00 1,122.00	51,688,000 51,051,000	2.14
16	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	18,700	2,772.00 2,597.00	51,836,400 48,563,900	2.04
17	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	20,400	2,459.00 2,352.00	50,163,600 47,980,800	2.01
18	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	1,313	30,850.00 35,650.00	40,506,050 46,808,450	1.96
19	日本	株式	味の素	食料品	57,000	761.00 807.00	43,377,000 45,999,000	1.93
20	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,200	19,800.00 20,670.00	43,560,000 45,474,000	1.91
21	日本	株式	スクウェア・エニックス・ホールディングス	情報・通信業	26,900	1,607.00 1,642.00	43,228,300 44,169,800	1.85
22	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	104,000	399.00 405.00	41,496,000 42,120,000	1.77
23	日本	株式	三菱地所	不動産業	32,000	1,419.00 1,247.00	45,408,000 39,904,000	1.67
24	日本	株式	良品計画	小売業	11,000	3,617.97 3,540.00	39,797,685 38,940,000	1.63
25	日本	株式	信越化学工業	化学	9,200	4,515.00 4,175.00	41,538,000 38,410,000	1.61
26	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	94,100	437.00 405.00	41,121,700 38,110,500	1.60
27	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	6,100	5,930.00 5,930.00	36,173,000 36,173,000	1.52
28	日本	株式	全日本空輸	空運業	117,000	270.00 283.00	31,590,000 33,111,000	1.39
29	日本	株式	住友商事	卸売業	35,700	942.65 897.00	33,652,928 32,022,900	1.34
30	日本	株式	アシックス	その他製品	39,000	764.39 820.00	29,811,449 31,980,000	1.34

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	化学	13.89
		電気機器	11.35
		輸送用機器	8.75
		情報・通信業	8.06
		銀行業	7.44
		卸売業	6.87
		小売業	5.84
		サービス業	5.08
		鉄鋼	3.62
		機械	3.28
		電気・ガス業	2.90
		医薬品	2.63
		保険業	2.63
		その他製品	2.55
		不動産業	2.33
		食料品	1.93
		精密機器	1.79
		陸運業	1.52
		空運業	1.39
		ガラス・土石製品	1.25
		繊維製品	0.67
		ゴム製品	0.53
		建設業	0.43
		海運業	0.35
		非鉄金属	0.33
		証券、商品先物取引業	0.18
		倉庫・運輸関連業	0.08
合計			97.65

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2010年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は、以下の通りです。

期	年月日	純資産総額(円)（分配落）	純資産総額(円)（分配付）	1口当たり純資産額（円）（分配落）	1口当たり純資産額（円）（分配付）
1期	(2001年5月25日)	14,528,778,191	14,528,778,191	0.8576	0.8576
2期	(2002年5月27日)	9,661,970,265	9,661,970,265	0.8368	0.8368
3期	(2003年5月26日)	4,924,205,280	4,924,205,280	0.5966	0.5966
4期	(2004年5月25日)	6,390,747,448	6,452,161,905	1.0406	1.0506
5期	(2005年5月25日)	4,380,418,807	4,400,765,476	1.0764	1.0814
6期	(2006年5月25日)	9,881,612,098	9,881,612,098	1.5973	1.5973
7期	(2007年5月25日)	8,035,548,670	8,035,548,670	1.4446	1.4446
8期	(2008年5月26日)	5,073,902,940	5,073,902,940	1.1487	1.1487
9期	(2009年5月25日)	2,942,076,995	2,942,076,995	0.7640	0.7640
10期	(2010年5月25日)	2,451,916,612	2,451,916,612	0.7741	0.7741
	2009年6月末日	3,067,927,061	－	0.8064	－
	2009年7月末日	3,149,745,392	－	0.8347	－
	2009年8月末日	3,227,042,829	－	0.8597	－
	2009年9月末日	3,050,712,558	－	0.8223	－
	2009年10月末日	2,935,589,182	－	0.8084	－
	2009年11月末日	2,752,468,475	－	0.7651	－
	2009年12月末日	2,903,422,040	－	0.8192	－
	2010年1月末日	2,816,327,873	－	0.8147	－
	2010年2月末日	2,764,684,958	－	0.8082	－
	2010年3月末日	2,853,093,487	－	0.8798	－
	2010年4月末日	2,821,936,649	－	0.8846	－
	2010年5月末日	2,516,399,448	－	0.7957	－
	2010年6月末日	2,386,141,451	－	0.7662	－

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
1期	自　2000年5月26日　至　2001年5月25日	0.0000
2期	自　2001年5月26日　至　2002年5月27日	0.0000
3期	自　2002年5月28日　至　2003年5月26日	0.0000
4期	自　2003年5月27日　至　2004年5月25日	0.0100
5期	自　2004年5月26日　至　2005年5月25日	0.0050
6期	自　2005年5月26日　至　2006年5月25日	0.0000
7期	自　2006年5月26日　至　2007年5月25日	0.0000
8期	自　2007年5月26日　至　2008年5月26日	0.0000
9期	自　2008年5月27日　至　2009年5月25日	0.0000
10期	自　2009年5月26日　至　2010年5月25日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自　2000年5月26日　至　2001年5月25日	1.0000	0.8576	△14.2
2期	自　2001年5月26日　至　2002年5月27日	0.8576	0.8368	△2.4
3期	自　2002年5月28日　至　2003年5月26日	0.8368	0.5966	△28.7
4期	自　2003年5月27日　至　2004年5月25日	0.5966	1.0506	76.1
5期	自　2004年5月26日　至　2005年5月25日	1.0406	1.0814	3.9
6期	自　2005年5月26日　至　2006年5月25日	1.0764	1.5973	48.4
7期	自　2006年5月26日　至　2007年5月25日	1.5973	1.4446	△9.6
8期	自　2007年5月26日　至　2008年5月26日	1.4446	1.1487	△20.5
9期	自　2008年5月27日　至　2009年5月25日	1.1487	0.7640	△33.5
10期	自　2009年5月26日　至　2010年5月25日	0.7640	0.7741	1.3

（注）収益率は、計算期間末の1口当たり純資産（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産（分配落の額。以下「前期末純資産」という。）を控除した額を前期末純資産で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自　2000年5月26日 至　2001年5月25日	33,895,038,297 (0)	16,954,741,955 (0)
2期	自　2001年5月26日 至　2002年5月27日	237,765,541 (0)	5,632,037,358 (0)
3期	自　2002年5月28日 至　2003年5月26日	41,594,858 (0)	3,334,224,924 (0)
4期	自　2003年5月27日 至　2004年5月25日	129,896,415 (0)	2,241,848,090 (0)
5期	自　2004年5月26日 至　2005年5月25日	97,221,314 (0)	2,169,333,105 (0)
6期	自　2005年5月26日 至　2006年5月25日	3,271,050,886 (0)	1,153,907,568 (0)
7期	自　2006年5月26日 至　2007年5月25日	1,064,550,476 (0)	1,688,494,287 (0)
8期	自　2007年5月26日 至　2008年5月26日	70,127,235 (0)	1,215,549,329 (0)
9期	自　2008年5月27日 至　2009年5月25日	50,991,588 (0)	616,980,493 (0)
10期	自　2009年5月26日 至　2010年5月25日	5,131,819 (0)	688,701,497 (0)

(注1)（）内の数字は本邦外における設定、解約口数です。
(注2)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

（2010年6月30日現在）

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移（税引前分配金再投資ベース）

当初設定日（2000年5月26日）～2010年6月30日

※1 基準価額は信託報酬（純資産総額に対して年率1.785%（税込）を乗じたもの）控除後のものです。
※2 TOPIXは設定日前営業日（2000年5月25日）を10,000として指数化しております。

■ 基準価額と純資産総額

基準価額（1万口当たり）	7,662円
純資産総額	23.86億円

■ 分配の推移（1万口当たり、税引前）

2010年5月	0円
2009年5月	0円
2008年5月	0円
2007年5月	0円
2006年5月	0円
設定来累計	150円

主要な資産の状況

■ 資産配分

資産の種類	比率
株式	97.7%
キャッシュ等	2.3%

銘柄数	74

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	楽天	サービス業	4.5%
2	ユニ・チャーム	化学	4.3%
3	三井物産	卸売業	4.1%
4	花王	化学	3.3%
5	トヨタ自動車	輸送用機器	3.2%
6	住友信託銀行	銀行業	3.2%
7	日本電産	電気機器	3.1%
8	宇部興産	化学	2.6%
9	クボタ	機械	2.5%
10	ニトリ	小売業	2.4%

■ 組入上位10業種

	業種	比率
1	化学	13.9%
2	電気機器	11.3%
3	輸送用機器	8.7%
4	情報・通信業	8.1%
5	銀行業	7.4%
6	卸売業	6.9%
7	小売業	5.8%
8	サービス業	5.1%
9	鉄鋼	3.6%
10	機械	3.3%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIXです。

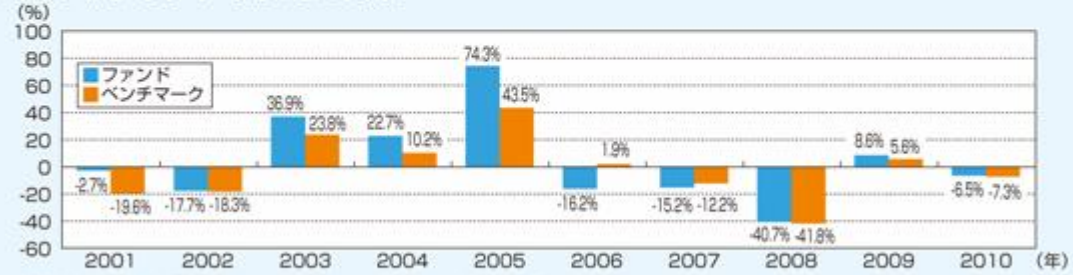

※年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資ベース）をもとに算出した騰落率です。
※2010年は1月1日から6月末までの収益率を表示しています。
※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

※ 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※ 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 販売会社の本・支店で毎営業日に購入申込いただけます。

購入単位は販売会社が別途定める単位とします。

また、収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 購入申込時限

購入申込期間は平成22年8月25日から平成23年8月25日までです。

＊購入申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

購入申込の受付は、原則として、午後3時までとさせていただきます。

当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(3) 購入申込に係る制限

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止すること、および既に受付けた購入申込を取り消すことがあります。

委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の購入申込に対して制限を設けることがあります。

(4) 購入価額

購入申込受付日の基準価額です。

(5) 購入（申込）手数料

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の基準価額に乗じて得た金額とします。

ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。また、「償還乗換え」により受益権を取得する場合、償還金額（単位型証券投資信託については、償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）の範囲内で取得する口数については、手数料がかからない場合があります。

「償還乗換え」とは、購入申込受付日の属する月の翌月の初日から起算して前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金額を申込金額として、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(6) 購入代金の支払い

販売会社が指定する日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。

＊購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

(1) 毎営業日に販売会社で換金の申込ができます。

換金申込の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 換金申込時限

換金の受付は、原則として、午後3時までとさせていただきます。

当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。
詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(4) 換金制限

委託会社は金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することができます。換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の実行請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込の受付時間に制限を設ける場合があります

(5) 換金（解約）手数料

換金（解約）時の手数料はありません。

(6) 換金代金の支払い

換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目から支払を開始します。

＊換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、社団法人投資信託協会規則に従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。

なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：ビウエブ）他、委託会社、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕http://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-5435-8200
（受付時間：営業日の 9：00～17：00）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成12年5月26日から平成32年5月25日までとします。ただし、下記(5)その他①ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

毎決算時（原則として5月25日。休日の場合は翌営業日）に約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

個別元本により普通分配金と特別分配金が計算されます。

（分配金受取コースを選択の場合）

原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

（分配金再投資コースを選択の場合）

分配金は税引後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、１口単位での申込となり、手数料はかかりません。

＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該分配金に係る決算日以前に設定された受益権で購入申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【その他】

①ファンドの償還条件

イ．委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が30億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託者は、イの事項について、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ．ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ．ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの繰上償還をしません。

ホ．委託者は、繰上償還をしないこととしたときは、繰上償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ．ハからホまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ハの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②約款の変更

イ．委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託者は、イの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ．ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる

べき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ．ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの約款の変更をしません。

ホ．委託者は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

⑤公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.sparx.co.jp/

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

4【受益者の権利等】

①分配・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

分配金については、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。なお、分配金再投資コースを選択の場合、分配金は税金引後自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、１口単位での申込となり、手数料はかかりません。

償還金については、原則として、信託終了日から起算して５営業日目までに支払を開始します。また、受益者が分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

③反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑥受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

第３【ファンドの経理状況】

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当ファンドの財務諸表等に係わる財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則の改正についての対応状況は、下表の通りであります。

財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則の改正		第9期計算期間 自　平成20年5月27日 至　平成21年5月25日	第10期計算期間 自　平成21年5月26日 至　平成22年5月25日
財務諸表等規則	平成20年8月7日付内閣府令第50号	同府令第2条第1項および第2項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。	同府令第2条第2項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
投資信託財産計算規則	平成21年6月24日付内閣府令第35号	同府令第16条第2項による経過措置を適用し、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。	改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

２）財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第9期計算期間(平成20年5月27日から平成21年5月25日まで)、及び第10期計算期間（平成21年5月26日から平成22年5月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく監査を受けております。

1【財務諸表】

スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期計算期間末 (平成21年5月25日現在)	第10期計算期間末 (平成22年5月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	380,155	309,929
コール・ローン	134,569,221	69,957,200
株式	2,823,449,180	2,381,080,350
未収入金	149,305,853	5,972,200
未収配当金	25,178,900	21,296,318
未収利息	184	95
流動資産合計	3,132,883,493	2,478,616,092
資産合計	3,132,883,493	2,478,616,092
負債の部		
流動負債		
未払金	164,411,975	811,472
未払解約金	1,407,838	610,326
未払受託者報酬	1,453,564	1,470,493
未払委託者報酬	23,257,051	23,527,915
その他未払費用	276,070	279,274
流動負債合計	190,806,498	26,699,480
負債合計	190,806,498	26,699,480
純資産の部		
元本等		
元本	※1 3,851,122,501	※1 3,167,552,823
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △909,045,506	※2 △715,636,211
（分配準備積立金）	772,811,703	650,370,788
元本等合計	2,942,076,995	2,451,916,612
純資産合計	2,942,076,995	2,451,916,612
負債純資産合計	3,132,883,493	2,478,616,092

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期計算期間 自 平成20年5月27日 至 平成21年5月25日	第10期計算期間 自 平成21年5月26日 至 平成22年5月25日
営業収益		
受取配当金	58,133,250	42,520,668
受取利息	972,328	59,334
有価証券売買等損益	△1,645,170,221	85,013,133
その他収益	5,150	70,852
営業収益合計	△1,586,059,493	127,663,987
営業費用		
受託者報酬	3,704,723	3,076,348
委託者報酬	59,275,569	49,221,645
その他費用	703,662	584,270
営業費用合計	63,683,954	52,882,263
営業利益又は営業損失（△）	△1,649,743,447	74,781,724
経常利益又は経常損失（△）	△1,649,743,447	74,781,724
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,649,743,447	74,781,724
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△183,711,928	44,098,671
期首剰余金又は期首欠損金（△）	656,791,534	△909,045,506
剰余金増加額又は欠損金減少額	―	163,635,442
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	163,635,442
剰余金減少額又は欠損金増加額	99,805,521	909,200
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	88,881,654	―
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,923,867	909,200
分配金	※1 0	※1 0
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△909,045,506	△715,636,211

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第9期計算期間 自 平成20年5月27日 至 平成21年5月25日	第10期計算期間 自 平成21年5月26日 至 平成22年5月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	(1)「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)「投資証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	(1)「受取配当金」 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 同左
3. その他	当ファンドは、原則として毎年5月25日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日であるため、当計算期間を平成20年5月27日から平成21年5月25日としております。	―

〔追加情報〕

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の改正により、平成21年9月24日以降、ジャスダック上場株式については基準値段での評価から最終相場で評価する方法に変更しました。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第9期計算期間末 (平成21年5月25日現在)	第10期計算期間末 (平成22年5月25日現在)
※1 計算期間末日における受益権の総数	3,851,122,501口	3,167,552,823口
※2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		
元本の欠損	909,045,506円	715,636,211円
3 1口当たり純資産額	0.7640円	0.7741円
(1万口当たり純資産額)	(7,640円)	(7,741円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期計算期間 自 平成20年5月27日 至 平成21年5月25日	第10期計算期間 自 平成21年5月26日 至 平成22年5月25日
※1 分配金の計算過程 該当事項はありません。	※1 分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

区分	第9期計算期間 自 平成20年5月27日 至 平成21年5月25日	第10期計算期間 自 平成21年5月26日 至 平成22年5月25日
1. 金融商品に対する取組方針	―	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行っています。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	―	①金融商品の内容 当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。 ・有価証券 当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）2.有価証券関係」の通りであります。 ・コールローン等の金銭債権及び金銭債務 ②金融商品に係るリスク 当ファンドは、以下のリスクを内包しております。 A)市場リスク ・株価等変動リスク B)流動性リスク C)信用リスク
3. 金融商品に係るリスク管理体制	―	弊社では、上記2の②に掲げるリスクを適切に管理するため、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。 体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	―	当ファンドの時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれます。 当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期計算期間 自 平成20年5月27日 至 平成21年5月25日	第10期計算期間 自 平成21年5月26日 至 平成22年5月25日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	―	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	―	①有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 ②コールローン等の金銭債権及び金銭債務 上記①以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期計算期間(自 平成20年5月27日 至 平成21年5月25日)

該当事項はありません。

第10期計算期間(自 平成21年5月26日 至 平成22年5月25日)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

区分	第9期計算期間 自 平成20年5月27日 至 平成21年5月25日	第10期計算期間 自 平成21年5月26日 至 平成22年5月25日
期首元本額	4,417,111,406円	3,851,122,501円
期中追加設定元本額	50,991,588円	5,131,819円
期中一部解約元本額	616,980,493円	688,701,497円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第9期計算期間末 (平成21年5月25日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,823,449,180	58,854,484
合計	2,823,449,180	58,854,484

売買目的有価証券

第10期計算期間末 (平成22年5月25日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△143,545,931
合計	△143,545,931

3. デリバティブ取引関係

第9期計算期間(自 平成20年5月27日 至 平成21年5月25日)

該当事項はありません。

第10期計算期間(自 平成21年5月26日 至 平成22年5月25日)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】
第1 有価証券明細表
(1)株式　(平成22年5月25日現在)

銘柄コード	銘柄名	株式数(株)	評価単価(円)	評価金額(円)	備考
1802	大林組	32,000	349	11,168,000	
2440	ぐるなび	124	131,200	16,268,800	
2802	味の素	57,000	761	43,377,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	8,800	927	8,157,600	
3104	富士紡ホールディングス	168,000	132	22,176,000	
3626	ＩＴホールディングス	21,600	1,073	23,176,800	
3715	ドワンゴ	36	146,800	5,284,800	
3941	レンゴー	4,000	536	2,144,000	
4063	信越化学工業	9,200	4,515	41,538,000	
4208	宇部興産	310,000	212	65,720,000	
4452	花王	35,800	1,997	71,492,600	
4507	塩野義製薬	13,400	1,602	21,466,800	
4516	日本新薬	4,000	972	3,888,000	
4527	ロート製薬	18,000	1,025	18,450,000	
4540	ツムラ	6,000	2,546	15,276,000	
4689	ヤフー	1,327	30,850	40,937,950	
4755	楽天	1,684	62,100	104,576,400	
4901	富士フイルムホールディングス	4,000	2,653	10,612,000	
4911	資生堂	12,600	1,758	22,150,800	
5108	ブリヂストン	8,900	1,484	13,207,600	
5202	日本板硝子	136,000	234	31,824,000	
5401	新日本製鐵	177,000	306	54,162,000	
5410	合同製鐵	67,000	200	13,400,000	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	7,300	2,887	21,075,100	
5713	住友金属鉱山	7,000	1,232	8,624,000	
6326	クボタ	88,000	700	61,600,000	
6367	ダイキン工業	1,900	2,919	5,546,100	
6417	ＳＡＮＫＹＯ	3,300	3,895	12,853,500	
6594	日本電産	9,800	7,800	76,440,000	
6702	富士通	22,000	571	12,562,000	
6752	パナソニック	45,500	1,136	51,688,000	
6758	ソニー	10,500	2,728	28,644,000	
6861	キーエンス	2,200	19,800	43,560,000	
7203	トヨタ自動車	24,700	3,305	81,633,500	
7223	関東自動車工業	32,000	722	23,104,000	
7246	プレス工業	97,000	234	22,698,000	
7267	本田技研工業	18,700	2,772	51,836,400	
7270	富士重工業	69,000	483	33,327,000	
7276	小糸製作所	8,000	1,391	11,128,000	
7287	日本精機	6,000	904	5,424,000	

7309	シマノ	200	3,750	750,000	
7453	良品計画	10,600	3,625	38,425,000	
7701	島津製作所	35,000	649	22,715,000	
7730	マニー	2,400	3,065	7,356,000	
7731	ニコン	7,700	1,663	12,805,100	
7751	キヤノン	17,100	3,610	61,731,000	
7864	フジシールインターナショナル	14,800	1,862	27,557,600	
7936	アシックス	38,000	764	29,032,000	
7947	エフピコ	3,700	4,335	16,039,500	
8031	三井物産	92,700	1,207	111,888,900	
8058	三菱商事	13,900	1,914	26,604,600	
8113	ユニ・チャーム	11,100	8,980	99,678,000	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	94,100	437	41,121,700	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	22,000	2,645	58,190,000	
8403	住友信託銀行	168,000	486	81,648,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	54,200	163	8,834,600	
8604	野村ホールディングス	8,700	548	4,767,600	
8766	東京海上ホールディングス	20,400	2,459	50,163,600	
8795	Ｔ＆Ｄホールディングス	7,750	2,010	15,577,500	
8802	三菱地所	32,000	1,419	45,408,000	
8804	東京建物	57,000	326	18,582,000	
9020	東日本旅客鉄道	6,500	5,930	38,545,000	
9107	川崎汽船	23,000	328	7,544,000	
9202	全日本空輸	131,000	270	35,370,000	
9375	近鉄エクスプレス	1,300	2,084	2,709,200	
9432	日本電信電話	5,900	3,730	22,007,000	
9433	ＫＤＤＩ	134	417,500	55,945,000	
9503	関西電力	16,500	2,114	34,881,000	
9531	東京瓦斯	112,000	399	44,688,000	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	26,900	1,607	43,228,300	
9831	ヤマダ電機	2,100	6,430	13,503,000	
9843	ニトリ	7,700	7,150	55,055,000	
9955	ヨンキュウ	24,300	380	9,234,000	
9989	サンドラッグ	12,900	2,116	27,296,400	
合計		2,630,955		2,381,080,350	

(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2010年6月30日現在）

Ⅰ　資産総額	2,404,501,145 円
Ⅱ　負債総額	18,359,694 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,386,141,451 円
Ⅳ　発行済口数	3,114,307,327 口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.7662 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益証券の再発行

委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成22年6月末日現在）

資本金　　25億円
発行可能株式総数　　50,000株
発行済株式総数　　50,000株
最近5年間における資本の額の増減
平成18年　10月　資本金5,000万円から25億円へ増資

(2)委託会社の機構（平成22年6月末日現在）

① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。取締役会は、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

② 運用体制

１）当ファンドでは、平成22年6月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

２）意思決定プロセス

イ．運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

ロ．ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、社長、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

２【事業の内容及び営業の概況】

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。
（関東財務局長（金商）第346号）

（1）投資顧問業務

平成１８年８月投資一任契約に係る業務の認可取得。平成元年に創業したスパークス投資顧問株式会社（平成１２年３月社名変更後の商号：スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社））の業務を平成１８年１０月１日に承継しました。

（2）投資信託委託業務

平成１８年８月投資信託委託業の認可取得。平成１２年３月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）の事業を平成１８年１０月１日に承継しました。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年6月末日現在次の通りです。
（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	23	818
追加型証券投資信託	2	164
合計	25	982

（3）第一種金融商品取引業

平成２２年７月１日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始しました。

3【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、前事業年度は改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、当事業年度は改正後の財務諸表等規則並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）及び当事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成21年３月31日）		当事業年度 （平成22年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,973		2,383
未収委託者報酬		340		241
未収投資顧問料		488		291
前払費用		49		32
未収入金		2		4
未収還付法人税等		72		－
その他		28		0
流動資産計		2,955		2,953
固定資産				
有形固定資産				
建物	※１	20	※１	6
工具、器具及び備品	※１	34	※１	15
有形固定資産合計		55		21
無形固定資産				
ソフトウエア		95		52
無形固定資産合計		95		52
投資その他の資産				
投資有価証券		1,645		1,608
差入保証金		18		9
投資その他の資産合計		1,664		1,618
固定資産計		1,815		1,692
資産合計		4,770		4,645

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成21年３月31日）		当事業年度 （平成22年３月31日）	
負債の部				
流動負債				
預り金		48		9
未払手数料		177		63
その他未払金	※２	209	※２	213
経営構造改革関連損失引当金		99		－
未払法人税等		－		7
未払消費税等		－		10
その他		－		0
流動負債計		535		305
固定負債				
繰延税金負債		50		52
固定負債計		50		52
負債合計		586		357
純資産の部				
株主資本				
資本金		2,500		2,500
資本剰余金				
資本準備金		1,453		1,453
資本剰余金合計		1,453		1,453
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		347		490
利益剰余金合計		347		490
株主資本合計		4,301		4,443
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		△ 116		△ 155
評価・換算差額等合計		△ 116		△ 155
純資産合計		4,184		4,287
負債・純資産合計		4,770		4,645

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）		当事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	
営業収益				
委託者報酬		2,269		1,663
投資顧問料収入		2,399		1,252
その他営業収益		4		4
営業収益計		4,673		2,920
営業費用				
支払手数料		1,514		715
広告宣伝費		5		5
調査費		304		227
委託計算費		101		80
営業雑経費				
通信費		6		6
印刷費		7		0
協会費		6		5
諸会費		0		1
その他営業雑経費		2		2
営業費用計		1,951		1,045
一般管理費				
給料				
役員報酬		88		42
給料・手当		998		664
賞与		5		0
交際費		6		2
旅費交通費		88		34
事務委託費	※１	1,246	※１	564
租税公課		20		18
不動産賃借料		281		258
固定資産減価償却費		85		59
諸経費		139		98
一般管理費計		2,958		1,744
営業利益又は営業損失（△）		△ 236		130
営業外収益				
受取利息		6		7
為替差益		76		0
雑収入		10		5
営業外収益計		93		13
営業外費用				
雑損失		6		1
営業外費用計		6		1
経常利益又は経常損失（△）		△ 148		142
特別利益				
投資有価証券売却益		12		－
賞与引当金戻入額		55		－
前期損益修正益	※２	33	※２	6
その他		－		0
特別利益計		101		6
特別損失				
固定資産売却損		－	※３	1
固定資産除却損	※３	8	※３	2
前期損益修正損	※４	16		－
経営構造改革関連損失		203		0
特別損失計		228		4
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△ 275		144
法人税、住民税及び事業税		8		2
法人税等調整額		14		－
法人税等合計		22		2
当期純利益又は当期純損失（△）		△ 298		142

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,500	2,500
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,453	1,453
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	1,453	1,453
資本剰余金合計		
前期末残高	1,453	1,453
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	1,453	1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,046	347
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	－
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 298	142
当期変動額合計	△ 698	142
当期末残高	347	490
利益剰余金合計		
前期末残高	1,046	347
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	－
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 298	142
当期変動額合計	△ 698	142
当期末残高	347	490
株主資本合計		
前期末残高	4,999	4,301
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	－
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 298	142
当期変動額合計	△ 698	142
当期末残高	4,301	4,443

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	6	△ 116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 123	△ 38
当期末残高	△ 116	△ 155
評価・換算差額等合計		
前期末残高	6	△ 116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 123	△ 38
当期末残高	△ 116	△ 155
純資産合計		
前期末残高	5,006	4,184
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	－
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 298	142
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 822	103
当期末残高	4,184	4,287

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）	その他有価証券 時価のあるもの 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物　６年～18年 工具、器具及び備品　３年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物　８年～18年 工具、器具及び備品　３年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) 長期前払費用 ――
３．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 経営構造改革関連損失引当金 経営構造改革の実行に伴い発生する損失に備えるため、予定している構造改革の内容を勘案の上、その損失見積額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 経営構造改革関連損失引当金 ――
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜処理によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成５年６月17日　最終改正平成19年３月30日　企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　平成６年１月18日　最終改正平成19年３月30日　企業会計基準適用指針第16号）を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 これによる当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。	―

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成21年３月31日現在）	当事業年度 （平成22年３月31日現在）
※１　有形固定資産の減価償却累計額	※１　有形固定資産の減価償却累計額
建物　５百万円	建物　１百万円
工具、器具及び備品　129百万円	工具、器具及び備品　88百万円
※２　関係会社に対する資産及び負債	※２　関係会社に対する資産及び負債
その他未払金　24百万円	その他未払金　121百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
※１ 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 611百万円	※１ 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 433百万円
※２ 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度に帰属する投資顧問料収入についての修正であります。	※２ 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度末において見積計上されていた経営構造改革関連損失引当金の戻入であります。
※３ 固定資産除却損の内訳 ソフトウエア ４百万円 建物 ３百万円	※３ 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳 固定資産売却損 工具、器具及び備品 １百万円 固定資産除却損 工具、器具及び備品 ２百万円
※４ 前期損益修正損の主な内容は、前事業年度に帰属する支払手数料についての修正であります。	―

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	50,000	―	―	50,000
合計	50,000	―	―	50,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年６月18日定時株主総会	普通株式	400	8,000	平成20年３月31日	平成20年６月19日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	50,000	―	―	50,000
合計	50,000	―	―	50,000

２.配当に関する事項
（１）配当金支払額
該当事項はありません。
（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）
該当事項はありません。

（金融商品関係）
当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
１．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネーに限定し、資金調達については親会社による株式引受によっております。
デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的以外には利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。
投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、外貨建ての営業債権債務について、「市場リスク管理規程」に基づき、外貨建て営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。
投資有価証券については、シードマネーとしての投資信託等時価のある有価証券であり、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（１）現金・預金	2,383	2,383	－
（２）未収委託者報酬	241	241	－
（３）未収投資顧問料	291	291	－
（４）投資有価証券	1,608	1,608	－
資産計	4,524	4,524	－
（１）未払手数料	63	63	－
（２）その他未払金	213	213	－
負債計	276	276	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（１）現金・預金、（２）未収委託者報酬及び（３）未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）投資有価証券

シードマネーとしての投資信託等は公表される基準価額または合理的に算定された価格によっております。

負 債

（１）未払手数料及び（２）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
現金・預金	2,383	－	－	－
未収委託者報酬	241	－	－	－
未収投資顧問料	291	－	－	－
合計	2,916	－	－	－

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成21年３月31日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	283	408	124
	小計	283	408	124
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,427	1,236	△190
	小計	1,427	1,236	△190
合計		1,711	1,645	△65

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

該当事項はありません。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

当事業年度（平成22年３月31日現在）

１．その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	412	283	128
	小計	412	283	128
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,195	1,427	△232
	小計	1,195	1,427	△232
合計		1,608	1,711	△103

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

１．取引の状況に関する事項

前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
(1)取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる為替予約取引であります。 (2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 (3)取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる営業債権の為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図る目的で利用しております。 (4)取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 (5)取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限又は取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経営管理部が行っております。

２．取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	前事業年度(平成21年３月31日現在)			
		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	-	-	-	-
合計		-	-	-	-

（注）時価の算定方法

期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

取引を行っていないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成21年３月31日）		当事業年度 （平成22年３月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	（百万円）	繰延税金資産	（百万円）
経営構造改革関連損失引当金否認	40	繰越欠損金	27
繰越欠損金	29	その他有価証券評価差額金	94
その他有価証券評価差額金	77	その他の税務調整項目	10
その他の税務調整項目	27	繰延税金資産小計	132
繰延税金資産小計	175	評価性引当額	△132
評価性引当額	△175	繰延税金資産合計	－
繰延税金資産合計	－	繰延税金負債	
繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	52
その他有価証券評価差額金	50	繰延税金負債合計	52
繰延税金負債合計	50	繰延税金負債の純額	52
繰延税金負債の純額	50		
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	（被所有）直接100%	グループ管理会社	業務委託	511	未払金	24
							支払配当	499	－	－

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	スパークス証券株式会社	東京都品川区	195百万円	証券業	なし	国内顧客向けファンド等の斡旋及び販売業務	販売会社への手数料	343	未払手数料	97
	SPARX Investment & Research, USA, Inc.	米国ニューヨーク州	10千米ドル	資産運用業	なし	米国内での投資顧問業務	運用報酬の受取	89	未収投資顧問料	9
							事務委託手数料	599	－	－
							販売会社への手数料	27	未払手数料	5
	SPARX Overseas Ltd.	英国領バミューダ諸島	12千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取	591	未収投資顧問料等	117

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。又、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

２．親会社または主要な関連会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所）

当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．関連当事者との取引

(１)．財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	（被所有）100%	グループ管理会社	業務委託	433	未払金	121

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（２）．財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	Sparx Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取	375	未収投資顧問料等	87

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

２．親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
１株当たり純資産額　83,693円８銭 １株当たり当期純損失（△）　5,971円55銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　85,758円46銭 １株当たり当期純利益　2,844円92銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成21年３月31日）	当事業年度 （平成22年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	4,184	4,287
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	4,184	4,287
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	50,000	50,000

（注）２．　１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△298	142
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△298	142
期中平均株式数（株）	50,000	50,000

（重要な後発事象）

（共通支配下の取引）

当社は、平成22年４月28日開催の取締役会において、当社親会社スパークス・グループ株式会社の100％子会社であるスパークス証券株式会社と、平成22年７月１日（予定）を合併期日として合併することを決議致しました。

1．　結合当事企業の名称及びその事業内容等

（平成22年3月31日現在）

	存続会社	消滅会社
（１）商号	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（当社）	スパークス証券株式会社
（２）事業内容	投資運用業及び投資助言・代理業並びに第二種金融商品取引業	第一種金融商品取引業、投資助言・代理業及び情報提供コンサルティング業等
（３）設立年月日	平成18年4月3日	平成10年5月７日
（４）本店所在地	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー
（５）代表者	代表取締役社長 谷口 正樹	代表取締役社長 深見 正敏
（６）資本金	2,500百万円	165百万円
（７）発行済株式総数	50,000 株	3,300 株
（８）営業収益	2,920百万円	376百万円
（９）当期純利益	142百万円	20百万円
（10）純資産	4,287百万円	1,277百万円
（11）総資産	4,645百万円	2,092百万円
（12）従業員数	95人	9人
（13）事業年度の末日	3 月31日	3 月31日
（14）大株主および持株比率	スパークス・グループ株式会社(100%)	スパークス・グループ株式会社(100%)

2．　企業結合の法的形式

当社を存続会社、スパークス証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

3．　結合後企業の名称

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

4．　取引の目的を含む取引の概要

①　合併の目的

投資運用業を主要事業としている当社と、当社及びグループ各社の運用する運用商品の販売等を主要事業としているスパークス証券株式会社の経営資源を集約することによって経営の効率化を図るとともに、商品の企画、その運用から販売、顧客サービスまでの一貫した体制を強化することによって、市場変化および顧客ニーズへの迅速な対応を図り、運用事業を強化し成長の加速を図るため。

②　合併期日（効力発生日）

平成22年７月１日（予定）

なお当該合併は、スパークス証券株式会社が行っている業務の全てを円滑に引継ぐために必要となる、当社における第一種金融商品取引業の登録等の要件を満たすことが条件となります。

③　合併比率ならびに合併交付金

当社及びスパークス証券株式会社は、いずれもスパークス・グループ株式会社の100％子会社であるため、本合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払はありません。

④　消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5．　実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(重要な資産の譲渡)

当社は、平成22年４月28日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券を譲渡することを決議致しました。

1．譲渡の理由

後発事象（共通支配下の取引）に記載のとおり、スパークス証券株式会社との合併に備え、市場リスクを有する資産を、合併前に譲渡することに致しました。

2．譲渡する相手先の名称
スパークス・グループ株式会社

3．譲渡資産の種類、譲渡前の使途
譲渡資産の種類　　投資有価証券
譲渡前の使途　　シードマネー

4．譲渡の時期
具体的な売却時期は銘柄ごとに異なりますが、概ね平成22年6月末までには売却を完了する予定であります。

5．譲渡価額
1,608百万円（予定）

6．当該事象の損益に与える影響
当該投資有価証券の譲渡に伴う売却損103百万円（予定）を、平成23年３月期において特別損失として計上する予定であります。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁じられています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

５【その他】

平成22年5月20日開催の臨時株主総会にて、第一種金融商品取引業等を行うため等、定款の一部変更決議を行っております。平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を承継しました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名称　　住友信託銀行株式会社
資本の額　3,420億円（平成22年6月末日現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本の額　510億円（平成22年6月末日現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。
再信託の目的　原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

②販売会社

名称	資本金の額 (平成22年6月末日現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・ スタンレー証券株式会社	30億円 （※1）	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

シティバンク銀行株式会社	1,231億円 （※2）	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。
三井生命保険株式会社	1,672.8億円	保険業法に基づき、保険業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券（※3）	479億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

（※1）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券銀行株式会社の資本金の額は平成22年5月1日現在のものです。
（※2）シティバンク銀行株式会社の資本金の額は平成22年3月末日現在のものです。
（※3）株式会社ＳＢＩ証券は平成22年8月31日から取扱いを開始する予定です。

2【関係業務の概要】

①受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。

②販売会社：受益権の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支払いに関する業務等を行います。

3【資本関係】

① 受託会社：該当事項はありません。

② 販売会社：該当事項はありません。

第３【その他】

（1）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

（2）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

①金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

②委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

③詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等

・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

④使用開始日を記載することがあります。

⑤届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

⑥次の事項を記載することがあります。

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

⑦委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

⑧ファンドの形態等を記載することがあります。

⑨図案を採用することがあります。

（3）当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

（4）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

（5）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成２２年７月２３日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成２１年５月２６日から平成２２年５月２５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成２２年５月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２２年６月３０日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、スパークス証券株式会社を吸収合併する旨の記載がある。
２．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、保有する投資有価証券をスパークス・グループ株式会社へ譲渡する旨の記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成２１年７月１０日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 亀井純子

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成２０年５月２７日から平成２１年５月２５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成２１年５月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２１年６月１７日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。